

この書類は、お子様が感染症にかかった際、最初の診療日に **いつから保育園に再登園できるか** を医師と保護者が連携して報告するためのものです。

保護者記入用

申告書

感 染 症 名	登 園 の 目 安	発 症 日	軽 快 日
麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過してから	月 日	月 日
インフルエンザ	発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 3 日を経過してから	月 日	月 日
新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日を経過し、かつ症状軽快後 1 日を経過してから	月 日	月 日
水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮（かさぶた）化してから	月 日	月 日
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	腫脹が出た後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になったら	月 日	月 日
アデノウイルス（プール熱）	発熱、充血等の主な症状消失から 2 日を経過してから	月 日	月 日
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失してから	月 日	月 日
その他		月 日	月 日

1. 意見書：医療機関（医師）が記入する部分
- 目的：園児の病名、診断日、そして登園が可能となる最短の日付を保育園に伝える。

主な病名（例）：麻疹、インフルエンザ、新型コロナウイルス、水痘（水ぼうそう）、おたふくかぜなど。
2. 申告書：保護者が記入する部分
- 目的：医師の診断と照らし合わせ、発症日・軽快日を記録し、学校保健法に基づいた保育園が定める登園の目安（登園基準）を満たしているかを確認する。

最終チェック：医師の指示した登園可能日を過ぎているか、登園基準を満たし発熱等なく集団保育可能かを確認する。

医療機関記入用

意見書

北泉保育園 園長 殿

患者氏名年齢

年 月 日に

- ☐麻疹（はしか）☐インフルエンザ☐新型コロナウイルス☐水痘（水ぼうそう）
- ☐流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）☐アデノウイルス（プール熱）☐流行性角結膜炎
- ☐その他（ ）

と診断しました。

年 月 日より一般的には登園可能と判断します。
（該当疾患に☑をお願いします）

年 月 日

医療機関名

医師名

登園時の確認（下記内容に☑）

再登園には全てに☑が入る必要があります

- ☐医師が登園可能と意見した日を過ぎている。
- ☐発症日軽快日に基づき登園の目安を満たしている。
- ☐発熱等無く体調が良く、集団保育することに支障が無い。

確認日 年 月 日

保護者氏名